

1. 検討の目的

防災士はボランティア活動とは言え北部支部会員の経済的負担を軽減し公平感を担保することは、増大する北部支部防災支援活動を今後も円滑に運営するために必要であると考えられることから、活動支援費の支給を 2017 年度から実施してきた。

しかし、支援活動範囲・支援数の増大により、支給範囲及び支給額について、2018 年度に見直しを行った。（4 項参照）

見直しを行った際に、1 年後をめどに再度検討することとしていることから、今回検討を行う。

2. 検討課題

①2018 年度の検討は、北部支部会員が支援活動などで単独で講師を行う場合を想定している。しかし、以下のケースの想定が不足していたことから検討を行う。

A.北部支部外の講師を招聘するときに、3,000 円の支給（謝礼）で済まないケースが想定できる。

B.支援案件によっては、複数の内容があり内容ごとに別の講師が担当する場合も想定できる。

②2018 年度の検討で、支部会員以外で見学の方には活動支援費を支給しないようにした。しかし、支部会員であってもまだ見学をしたいという希望があることから、支部会員にも交通費相当の活動支援費 1,000 円を支給しない見学という制度を認めるか検討を行う。なお、講師準備相当の活動支援費については、2018 年度の検討で辞退できるようにしている。

③交通費相当の活動支援費 1,000 円について、支援分野に不慣れで十分な活動が出来ないのでは？あまりにも簡単に活動支援費をもらうことが申し訳ないなど、本人の辞退申し出により支給しないようにできるか、検討を行う。

（以下定例会議論により追加）

④実技を伴う防災訓練などで、資料作成など準備を行う講師（以下メイン講師という）は講演講師として活動支援費の支給対象である。しかし、訓練内容によっては補助的な役割を担う講師（以下サブ講師という）が必要不可欠な場合がある。その場合、サブ講師はメイン講師ほどの負担ではないが、当日のみの支援スタッフより事前準備の負担があると想定できる。

その場合、サブ講師に対して交通費相当の 1,000 円の他に、講師相当としての活動支援費を支払うかを検討する。

なお、①の B は複数の内容を複数の講師が担当する場合を想定しており、一つの内容を複数のメイン講師とサブ講師で行うことは想定していない。

→2019 年度の活動状況を参考にしつつ、2020 年度の検討事項とする。

3. 検討内容

○見直しの基本的考え方

- ① 防災士の支援活動はボランティア活動であることから、継続的な活動を行うため厳密な公平性よりある程度は割り切って、過大な事務負担にならないような対処方法を選択する。
- ② 謝金の交渉の時に合理的な説明が可能となる金額、方法を選択する。

①2018 年度の検討は、北部支部会員が支援活動などで単独で講師を行う場合を想定している。しかし、様々なケースの想定が不足していたため、検討を行う。

<結論>対象と想定ケースを参考に適切な支給（謝礼）を行う。

【複雑にならない程度に分類を行い、目安の金額を示す。】

A.北部支部外の講師を招聘するときに、3,000 円の支給（謝礼）で済まないケースが想定できる。

支給（謝礼）対象	主な想定ケース	金額	理由等
北部支部会員	防災支援活動	3,000 円	2018 年検討と同等 交通費相当 1,000 円を別支給
自治会役員等北部支部会員以外	防災支援活動	5,000 円	北部支部活動に協力していただく場合。遠隔地に行っていただく場合は、交通費を別途考慮する。
本部・他支部防災士	防災支援活動 防災講演が主の支援活動	10,000 円	遠隔地からくる場合が多く、交通費相当を含める。しかし同じ防災士であることから、過大な謝礼とならないように配慮する。
著名な防災関係者 大学教授等	防災講演	20,000 円以上	講師によって個別に役員会で決定する。交通費は出来れば、謝礼に含める。

B.支援案件によっては、複数の内容があり内容ごとに別の講師が担当する場合も想定できる。

(案) 複数の内容がある場合は、内容ごとの講師に上記の A に従いそれぞれ支給する。

②支部会員にも交通費相当の活動支援費 1,000 円を支給しない、見学を認めるか検討を行う。

<結論>案 2（支部会員見学を認める）を採用する。

【会員数が増加し、会員の活動要望が多様化しているため、応えられる方法にする。】

案	内容	メリット	デメリット	評価・対策
案 1	支部会員には見学を認めず、必ず活動支援費を支給する。	全ての支部会員を平等に扱う。	支援活動の内容を知りたい会員の、活動参加の抵抗感を増幅することから、活動参加を妨げる可能性が高い。	不慣れ、新たな会員の最初の一步を踏み出す機会を狭めて、活動する会員の増加を妨げる可能性が高い。
案 2	支部会員にも見学を認め、支援活動に参加しない代わりに、活動支援費を支給しない。	支援活動の内容を知りたい会員が、気軽に活動に参加できる。	同じ会場に、活動しない会員と活動する会員が存在し、現場が混乱する。	様々な要望に応えることが出来る。現場の混乱を防ぐため、活動しない会員は防災士ジャケット等を着用しないルールにする。

③支援活動する本人にとって、様々な理由から交通費相当の活動支援費 1,000 円をもらうことをためらう場合が想定できることから、本人の申し出により**辞退を認めるか**検討を行う。

<結論>**案3（交通費相当の活動支援費辞退は認めない）を採用する。**

【辞退の連鎖が起きる可能性が高いことから、辞退は認めない。】

案	内容	メリット	デメリット	評価・対策
案1	本人の申し出により辞退を認める。 <想定ケース> ・(不慣れ、新会員) 足手まといになるのでは？ ・(高スキル者) あまりにも簡単である。 ・交通費がかかっていない ・短時間しか活動できない	多様な理由から、活動支援費をもらうことをためらう会員の活動参加を期待できる。	・他の方も遠慮して辞退の連鎖が起こる可能性がある。 ・初心者にも、いつまでも活動支援費を支給しない可能性がある。 ・会計処理の混乱が起きる可能性がある。	辞退の連鎖、初心者の辞退の多発を防ぐため、案件責任者が認めた場合に限り、辞退を認める。会計上は活動支援費確認書などで支給しなかった証跡を残すようにする。
案2	辞退は認めないが、活動支援費を支給しない見学として参加してもらう。 見学であるが、活動する防災士を識別するため、防災士ジャケット等は着用する。	制度が複雑にならない。	活動する見学と、活動しない見学が存在し現場が混乱する可能性が高い。	制度が増えず、運用は簡潔になるが、現場が混乱する可能性が高い。
案3	活動支援費を 辞退 することは認めない。 (公的な立場として受取れない方を除く)	制度が複雑にならない。	多様な理由から、活動支援費をもらうことをためらう会員の活動参加を妨げる可能性が高い。	会員増加による様々な活動背景に応えることが難しい。

4. 昨年度の見直し内容

○見直しの基本的考え方

- ③ 防災士の支援活動はボランティア活動であることから、継続的な活動を行うため厳密な公平性よりある程度は割り切って、過大な事務負担にならないような対処方法を選択する。
- ④ 謝金の交渉の時に合理的な説明が可能となる金額、方法を選択する。
- ⑤ 従来 の 1,000 円については、交通費相当として謝金がない場合でも支給する。

① 遠隔地の支援案件では、交通費負担が大きい。

- ・ 遠隔地の定義：千葉県外、千葉県内の一部（千葉市から見た例：南房総市、館山市、鴨川市、勝浦市、銚子市）

（逆方向も同様とする。ただし、上記地域近辺に居住している防災士は対象外とする。）

なお、県外の支援案件は当該県の支部に依頼することを基本とする。

<結論>遠隔地でも従来と同様の 1,000 円とする。

【資金の余裕が不足している。遠隔地認定の不公平感のない運用が困難である。】

② 遠隔地で開始時刻が早い支援案件では、前泊が必要な場合がある。

- ・ 前泊が必要かどうかは、案件対応責任者が判断する。

<結論>原則として 8,000 円を上限として宿泊実費を支給する。

【簡便で、宿泊実費に近い額を支給できる】

③ 防災講演講師は講演のための準備をしており、当日のみの支援活動より負担が大きい。

- ・ 防災講演とは、約 1 時間以上の防災講話を行うことを基本とする。
- ・ 継続的に同様の講演を行っている場合は、本人申し出により支給しない。

<結論>原則として定額 3,000 円とする。

【簡便で活動支援費と合計すると 4,000 円であり納得可能な水準である。】

④ 受託防災士団体（北部支部、BCN、技術支援チーム、東京都支部、首都圏支部連絡協議会、本部等）により、支給基準が異なり同じような活動をしていても、支給額が異なる。

<結論>受託団体の活動に北部支部として協力することから、受託団体の基準に従う。

【支給は受託防災士団体が行うことを想定している。】

⑤ 北部支部会員でない方への支給の有無について、統一されていない。

<結論>支援活動に参加した人すべてに支払う。ただし見学目的の方には、支給しない。